

定 款

NEC ネットエスアイ株式会社

1 9 5 3 年 1 1 月 1 9 日 作 成
1 9 5 6 年 5 月 2 3 日 改 正
1 9 6 2 年 3 月 1 2 日 改 正
1 9 6 3 年 1 1 月 2 8 日 改 正
1 9 6 4 年 1 1 月 2 7 日 改 正
1 9 6 6 年 1 1 月 2 9 日 改 正
1 9 7 0 年 1 1 月 3 0 日 改 正
1 9 7 3 年 1 1 月 3 0 日 改 正
1 9 7 5 年 5 月 2 8 日 改 正
1 9 7 6 年 6 月 3 0 日 改 正
1 9 7 7 年 6 月 3 0 日 改 正
1 9 7 9 年 6 月 2 9 日 改 正
1 9 8 0 年 1 2 月 1 日 改 正
1 9 8 1 年 6 月 3 0 日 改 正
1 9 8 3 年 6 月 2 9 日 改 正
1 9 9 1 年 6 月 2 7 日 改 正
1 9 9 3 年 6 月 2 9 日 改 正
1 9 9 4 年 6 月 2 9 日 改 正
1 9 9 8 年 6 月 2 6 日 改 正
2 0 0 2 年 6 月 2 7 日 改 正
2 0 0 3 年 6 月 2 7 日 改 正
2 0 0 4 年 6 月 2 9 日 改 正
2 0 0 5 年 6 月 2 9 日 改 正
2 0 0 5 年 1 0 月 1 日 改 正
2 0 0 6 年 6 月 2 9 日 改 正
2 0 0 7 年 6 月 2 6 日 改 正
2 0 0 8 年 6 月 2 5 日 改 正
2 0 0 9 年 6 月 2 3 日 改 正
2 0 1 0 年 1 月 6 日 改 正
2 0 1 0 年 6 月 2 3 日 改 正
2 0 1 0 年 1 0 月 1 日 改 正
2 0 1 4 年 6 月 2 4 日 改 正
2 0 1 5 年 6 月 2 3 日 改 正
2 0 1 7 年 6 月 2 3 日 改 正
2 0 2 0 年 6 月 1 日 改 正
2 0 2 2 年 6 月 2 4 日 改 正
2 0 2 3 年 3 月 1 日 改 正

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本社は、NEC ネットエスアイ株式会社と称し、英文ではNEC Networks & System Integration Corporationと表示する。

(目 的)

第 2 条 本社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 情報通信ネットワークシステムの企画、構築、調整、検査及び保守
- (2) 各種電気通信設備、電子機器設備、電気設備及びこれらの付帯設備の建設、保守及び修理加工
- (3) 土木、建築、その他工作物の建設、保守及び修理加工
- (4) 医療機器の製造、販売、賃貸及び修理
- (5) 前各号に関連する機材、機器、ソフトウェアの製作、販売及び賃貸
- (6) 前各号に関連する調査、計画、設計、監督、技術指導、技術協力、教育訓練及び運営
- (7) 情報通信サービス及び情報提供サービス業務
- (8) 古物の売買、交換並びに受託による売買及び交換
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 倉庫業
- (11) 貨物利用運送事業
- (12) 前各号に付帯する一切の業務
- (13) 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資

(本店の所在地)

第 3 条 本社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、3 億株とする。

(単元株式数)

第 7 条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 9 条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式の取扱規則)

第 10 条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて、取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
3. 本会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(議 長)

第 14 条 株主総会の議長は、取締役会で定めた代表取締役がこれに当り、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の要件)

第 16 条 株主総会の普通決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主 1 名に委任して、その議決権を行使することができる。但し、この場合には、代理権を証する書面を株主総会の開会前に本会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 本会社に取締役 10 名以内を置く。

(選任決議)

第 19 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会)

第 22 条 取締役会は、法令及び本定款の定めに従い、本会社の業務の執行を決定する。

2. 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

3. 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して少なくとも会日の 3 日前に通知を発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役との責任限定契約)

第 25 条 本会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第 427 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 26 条 本会社に監査役 5 名以内を置く。

(選任決議)

第 27 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 本会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
3. 前項に定める補欠監査役の選任決議は、第 1 項の規定を準用する。
4. 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 第27条第2項により選任された補欠監査役が、監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。但し、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 30 条 監査役会は、法令及び本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

2. 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。
3. 監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の 3 日前に通知を発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役との責任限定契約)

第 32 条 本会社は、監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、120万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 本会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 本会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。